

現 場 説 明 書

工 事 名		令和7年度管渠改築工事補助第1-2工区	
工 事 場 所		光市浅江、光井地内	
工 期	完成の時期	令 和 8 年 3 月 19 日	
入 札 保 証 金		免除	
契 約 保 証 金		契約金額の100分の10以上	
契約保証の提出期限		契約予定通知書の契約予定日まで	
前 払 金		光市工事請負規則による	
部 分 払 い		なし	
適 用 す る 制 度		低入札価格調査制度	
週 休 2 日		受注者希望型	
そ の 他		土木系工事	
特 記 事 項			
別紙による。			

特 記 仕 様 書

工 事 名 令和7年度管渠改築工事補助第1-2工区

工事場所 光市浅江、光井地内

〔特 記 事 項〕 その1

測量・照査	事前測量及び設計図書の照査について 工事箇所の事前測量及び設計図書の照査を行い、結果を工事打合せ簿により監督員へ報告した後に施工に着手すること。全箇所の既設斜壁天端からマンホール天端までの高さを計測し、当初設計における調整リングの高さ及び数量、また無収縮モルタルによる調整高に差異がないか確認し報告すること。また、当初設計においては、取替後のマンホール高さについて取替前と同じ高さとして想定しているが、全箇所の天端高さを計測・報告し、既設マンホールの高さが道路線形に対して凹凸が大きく高さの調整を必要とする場合、この調整高さについても報告すること。		
出来形管理	マンホールの出来形管理について マンホール蓋の高さ管理については、蓋の中央部の高さをレベル管理することを原則とし、高さの管理方法については監督員と協議を行い実施すること。		
使用材料	あと施工アンカーについて あと施工アンカーの材質は原則ステンレス製とし、また引抜強度は、3箇所で106kN以上とすること。		
施 工 条 件	道路清掃について 本工事に起因する近辺道路の土砂等による汚れは、受注者の責任のもと随時清掃を行うとともに環境保全に努めること。 隣接地における車両乗り入れ及び通路確保について 施工範囲に車両乗り入れ箇所や玄関等が存在する場合は隣接地権者等と調整し、車両の乗り入れや歩行に支障が生じないよう施工すること。 残土処理計画について 建設発生土の処分は公共残土処理場への指定処分(来巻残土処分場)としている。ただし、発生する残土量や工事場所周辺における残土処理場の分布状況等から、任意処分によることが合理的な場合は、任意処分とすることができる。実施にあたり、受注者は資材置場、流用土仮置場、残土処理施設の位置、距離等を施工計画書に記載し提出すること。 また、残土処理施設について「残土処理場に関する届」及び関係図面等を監督員に提出し、監督員の承諾を得なければならないこととする。 なお、任意処分とした場合、残土処理における処分費は700円/m3とし、運搬距離については20kmを超えない範囲により設計変更することとする。		
産業廃棄物	アスファルト殻の再生利用について アスファルト殻は原則、再生アスファルト混合物を生産している中間処理施設に搬出すること。 産業廃棄物等における積算上の想定運搬距離 ・アスファルト・コンクリート塊 A箇所L=9.0kmB箇所L=9.8kmC箇所L=13.2km 2t車搬入想定 ・コンクリート塊(無筋) A箇所L=13.4kmB箇所L=9.8kmC箇所L=8.4km 2t車搬入想定 再生クラッシャーランへの処理施設 ・建設残土(指定) A箇所L=13.6kmB箇所L=12.2kmC箇所L=14.1km 10t車搬入想定		

〔特記事項〕 その2

舗装版切断排水について

断作業時に発生する排水について、回収した排水を現場から搬出する場合は、搬出時点で排水のpHを測定し、その結果を写真に記録すること。

この際pHが12.5以上となる場合には特別管理産業廃棄物となることに留意し、監督員と協議すること。

監督員へマニフェストを提示する際、併せてpHの測定結果の提示を行うこと。

工 程 関 係 工事の進捗管理について

実施工程表を施工計画書へ記載するとともに、月ごとの工事進捗に対し進捗率を管理し、進捗率を履行報告書により監督員へ報告すること。

工事の抑制 令和7年度 工事抑制期間について

下記の期間は路上工事を抑制するよう努めること。

年末年始: 令和7年12月20日～令和8年1月4日

安 全 対 策 保安計画について

工事箇所の道路占用許可申請書及び許可条件を確認の上、施工条件、交通条件等を勘案し、受注者の責任のもと、最適な保安計画を立案し施工計画へ記載するとともに、所轄警察署の道路使用許可を受けたのちに実施すること。

道路使用許可申請及び消防署への届け出について

着手前には警察署へ道路使用許可申請書の提出、消防署へ道路工事届出書を提出し(通行止め規制の場合)、それらの写しを監督員へ提出すること。

予告看板、大型看板の設置について

交通規制に先立ち、規制の予告看板は規制開始2週間前までに設置し、通行者への事前予告を行うこと。

また、工事内容の標示には大型看板を使用すること。

交通誘導員の配置について

交通誘導員配置にあたっては、保安計画に基づき、監督員と協議を行い実施すること。(変更契約の対象)

竣工時には交通誘導員の集計表を作成し、実施伝票と共に提出すること。

また、配置する交通誘導員は、警備会社雇用の交通誘導員とすること。

事故防止対策

第三者災害の防止について

本工事は供用中の路上工事であるため、公衆災害には特に配慮し、工事区域を明確に示し、工事を進めること。

- ・施工中は工事区域と通路をカラーコーン、フェンス等により明示すること。
- ・夜間はチューブライトやマーカーライト等を設置し、工事区域を明示すること。
- ・作業時間外における掘削箇所の開口部には転落防止ネット等を設置すること。

〔特記事項〕 その3

酸素欠乏症及び硫化水素中毒等の対策について

労働安全衛生法施行令別表第6に掲げる場所での作業では、当該場所における酸素濃度及び硫化水素濃度を測定するとともに、酸素欠乏症等防止規則に定めた基本的な措置（換気の実施、空気呼吸器等の使用等）を施したのちに作業を行うこと。

下水道工事における事故防止のための重点対策について

以下の重点対策項目に留意し、下水道工事における事故防止に努めること。

- ①足場等からの墜落事故に対する重点対策
 - ・仮設計画の充実と安全点検の強化
 - ・墜落危険箇所の分離と親綱・安全帯の適切な使用
- ②重機等との接触等の事故に対する重点対策
 - ・重機誘導員の配置と重機作業範囲の分離
- ③土砂崩落に対する重点対策
 - ・土留め先行工法の徹底
- ④飛来落下事故に対する重点対策
 - ・クレーン機器による吊り上げ、有資格者による作業の徹底
- ⑤交通事故防止に対する重点対策
 - ・適切な誘導員配置と誘導員への安全教育
- ⑥共通の重点対策
 - ・工事従事者に対する安全教育の推進
 - ・作業主任者の選任【労働安全衛生法第14条】
（地山の掘削、土止め支保工、酸素欠乏危険作業、足場の組立て等作業）

施 工 条 件 書

項目	明示事項		条 件 等
工 程 関 係	1 関連する別途発注工事による施工時期、全体工期への影響	無	他工事名 () 発注者 () 他工事内容 () 影響箇所 () 影響期間、時間 () 影響内容 () 備考 ()
	2 施工時期、施工時間、施工方法等の制限	有	制限される施工内容 (①工事全般 ②国道工事) 施工箇所 () 施工時期、時間 (① 9 時～1 6 時の施工 ② 2 月末までに作業を終えること) 施工方法 () 備考 ()
	3 関係機関との協議が未成立のもの	無	関係機関等 () 制約を受ける内容 () 協議内容 () 成立見込み時期 () 備考 ()
	4 関係機関との協議により付された条件 (現場条件の変更に伴う、条件の変更については、別途協議することとする。)	無	関係機関等 () 影響項目 () 影響範囲 () 影響内容 () 影響期間、時間 () 備考 ()
	5 工事着手までの余裕期間	無	☐ 発注者指定方式 (工事着手日:) ☐ 任意着手方式 (工事着手期限日:)
	6 地下埋設物及び埋蔵文化財の事前調査または移設	無	項目 () 管理者 () 調査期間 () 移設期間 () 備考 ()
	7 設計工程上見込んでいる条件 (準備期間、後片付け期間、供用係数、雨休率、作業不能期間、施工班数) (標準工期試算式で算定した工期は、準備期間、後片付け期間、休日、天候等による作業不能日を含む)	有	☐ 積上げ法による工期算定 ☐ 準備期間 (日) ☐ 後片付け期間 (日) ☐ 供用係数 () ※港湾・海岸工事の場合に明示 供用係数: 休日と荒天日等による作業不能日を見込むための係数 ☐ 雨休率 () 雨休率: 休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 ■ 作業不能期間 (12/20～1/4) ☐ 施工班数 () ☐ 積上げ法以外の工期算定 (標準工期試算式による場合等) 備考 ()
	8 現場条件による工法の制限	無	対象工種 () 影響範囲 () 影響内容 () 影響期間、時間 () 備考 ()
	9 現場施工着手までの工事一時中止期間	有	中止箇所 (工事全般) 中止期間 (2 週間程度) 中止内容 (設計変更が生じた場合設計日数) 再開予定時期 () 備考 (設計変更が生じた場合に限る)
	10 週休 2 日工事の適用 (「有」の場合の詳細は週休 2 日工事の実施要領による)	有	☐ 発注者指定型 (☐ 現場閉所型 ☐ 交替制) ■ 受注者希望型 (■ 現場閉所型 ☐ 交替制) ※本欄の内容は、受発注者協議により変更できる場合もある (実施要領を参照すること)
	11 その他	無	
用地 関 係	1 工事用地、補償物件の未処理部分	無	場所、物件 () 範囲 () 処理見込み時期 () 影響工種 () 備考 ()

施 工 条 件 書

項目	明示事項		条 件 等
用地関係	2 工事用地等の使用終了後の復旧条件	無	場所、範囲 () 復旧完了予定日 () 復旧条件 () 備考 ()
	3 用地借地条件等	無	場所、範囲 () 期間 () 使用条件 () 借地条件 () 備考 ()
	4 市有地使用指定の場合の条件等 (市が市有地の使用を指定した場合、占用料は免除とする。)	無	場所、範囲 () 期間 () 使用条件 () 復旧条件 () 備考 ()
	5 その他	無	
	公害対策関係	1 施工方法の制限	有
2 水替・流入防止施設		無	対象工種 () 内容 () 排水期間、時間 () 備考 ()
3 濁水、湧水、油漏れ等の処理 (特別な対策を要するもの)		無	対象工種 () 内容 () 期間 () 備考 ()
4 事業損失関係の事前・事後調査		無	☐ 騒音 ☐ 振動 ☐ 地盤沈下 ☐ 地下水 ☐ 電波障害 ☐ その他 () 調査時期 () 調査範囲 () 調査方法 () 備考 ()
5 その他		有	現場状況に応じ、工事着手前には施工箇所周辺の外構、建物等について状況確認し、写真撮影を行うこと。また、施工箇所の道路構造物(舗装等も含む)についても同様に損傷箇所を確認し、施工完了時に工事による周辺構造物等への影響を判断できるよう、事前確認を行うこと。
安全対策関係		1 交通安全施設等の指定	無
	2 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の近接作業	無	☐ 鉄道 ☐ ガス ☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 上水道 ☐ 下水道 ☐ その他 () 工法制限 () 時間制限 () 備考 ()
	3 危険要因に対する防護施設等	無	☐ 落石 ☐ 雪崩 ☐ 土砂崩壊 ☐ 土石流 ☐ その他 () 防護施設 () 内容 () 期間 () 備考 ()
	4 交通規制及び交通誘導員の配置	有	規制範囲 (工事全般) () 期間、時間 (昼間) () 備考 (国道188号 交通誘導員Aを配置 県道 交通誘導員Bを配置) ()

施 工 条 件 書

項目	明示事項		条 件 等
安全対策関係	5 安全監視船（警戒船）の配置	無	時期、時間（ ） 備考（ ）
	6 発破作業制限	無	防護工制限（ ） 作業時間制限（ ） 備考（ ）
	7 換気設備（有毒ガス、酸素欠乏対策として特に必要なもの）	有	危険要因（ 酸素欠乏及び硫化水素中毒等 ） 内容（ 酸素欠乏症等防止規則に定めた基本的な措置 ） 備考（ 必要に応じて対策を講ずること ）
	8 高所作業における対策	無	内容（ ） 備考（ ）
	9 砂防工事における現場条件	無	地形・地質特性（ ） 危険要因（ ） 対策内容（ ） 備考（ ）
	10 その他	無	
工事用道路関係	1 搬入路としての一般道路の使用制限	無	搬入経路（ ） 使用期間・時間帯（ ） 制限内容（ ） 使用中使用後の処置（ ） 備考（ ）
	2 仮設道路の設置条件	無	一般通行： ☐ 有 ☐ 無 安全施設内容（ ） 安全施設期間（ ） 維持補修内容（ ） 維持補修時期、頻度等（ ） 工事完了後の処置： ☐ 存置 ☐ 撤去 ☐ その他 備考（ ）
	3 工事用道路の共用及び使用制限	無	工事用道路管理： ☐ 本工事 ☐ 他工事 他工事名（ ） 期間（ ） 使用制限（ ） 備考（ ）
	4 その他	無	
仮設備関係	1 仮設物の転用	無	仮設物： ☐ 引継 ☐ 引渡 仮設物（ ） 施工者： ☐ 本工事 ☐ 他工事 引継、引渡時期（ ） 維持管理等条件（ ） 備考（ ）
	2 仮設物の兼用	無	仮設物（ ） 兼用工事名（ ） 維持管理等条件（ ） 備考（ ）
	3 仮設物の構造、施工方法の指定	無	仮設物（ ） 構造（ ） 施工方法（ ） 備考（ ）
	4 仮設物の設計条件の指定	無	仮設物（ ） 設計条件（ ） 備考（ ）
	5 その他	無	

施 工 条 件 書

項目	明示事項	条 件 等	
建設機械関係	1 建設機械の指定 ※本欄で建設機械の機種、規格等を特に指定しない限り、受注者の任意とする。 (本欄で指定しないもので、仕様書に記載されている建設機械の機種、規格は積算上参考として記載しているものである。)	無	名称 () 機種・規格 () 内容 ()
	2 その他	無	
I C T 活用工事	1 I C T の活用 (「有」の場合の詳細は特記仕様書及び県 I C T 実施要領 https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23398.html による) (「無」の場合であっても契約後に受注者から I C T 活用工事の実施の申し出があった場合は、受発注者の協議により実施することができる)	無	工種： ☐ 土工 ☐ 法面工 ☐ 舗装工 ☐ その他の工事 () 発注方式： ☐ 発注者指定型 ☐ 受注者希望型 ※実施の可否及び内容は、契約後、協議により決定する。
	2 その他	無	
建設副産物関係	1 建設発生土	有	☒ 現場内流用 (同一工事内で利用) () ☐ 工事間流用 (他工事への搬出) () 発注機関 () 工事名 () 場所 () 運搬距離 () ☒ 仮置き 場所 (任意) () ☒ 公共残土処理場への指定処分 場所 (来巻残土処分場) () 運搬距離 (A箇所L=13.6km、B箇所L=12.2km、C箇所L=14.1km) () ☐ 民間残土処理場へ搬出 (承諾済処理場) 場所 () () ☐ 上記以外の受入地への搬出 指定場所 () () 運搬距離 () () ☐ 搬出条件 内容 () () ※受入可能時期・時間、押土・整地必要など
	2 建設搬入土 (他工事からの搬入)	無	工事名 () 工事場所 () 搬入条件 () 試験費等 () 備考 ()
	3 建設リサイクル法の適用	有	1 工事の種類 ☐ 建築物の解体 (床面積の合計80㎡以上) ☐ 建築物の新築・増築 (床面積の合計500㎡以上) ☐ 建築物の修繕・模様替【リフォーム等】 (ただし、請負代金が1億円以上の場合に適用) ☒ その他工作物に関する工事【土木工事等】 (ただし、請負代金が500万円以上の場合に適用) 2 対象特定建設資材 (建設リサイクル法第2条及び施行令第1条による) ☒ コンクリート ☐ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ☐ 木材 ☒ アスファルト・コンクリート

施 工 条 件 書

項目	明示事項	条 件 等
建設副産物関係	4 建設副産物及び建設廃棄物の利用・処理条件 ※処理施設へ搬出する場合は、建設廃棄物の種類や処理方法に応じた産業廃棄物処分業の許可を有する施設に限る。 ※中間処理の場合は、固定式または移動式を含む固定式の業の許可を有する施設へ搬出するものとする。ただし、移動式施設での処理を指定する場合はこの限りではない。	再生資源利用計画書・実施書及び再生資源利用促進計画書・実施書の提出： ☒ 有 ☐ 無 ☒ コンクリート塊 ア. 処理の目的 ☒ 中間処理 (処理後の用途) ☒ 材料試験されている再生クラッシャーラン ☐ その他 ☐ 中間処理 ☐ 最終処分 イ. その他 () ☒ アスファルト・コンクリート塊 ア. 処理方法 ☒ 中間処理 (処理後の用途) ☒ 再生アスファルト混合物 ☐ その他 ☐ 現場内利用 ☐ 最終処分 イ. その他 () ☐ 建設発生木材 ア. 処理方法 (中間処理) ☐ 再資源化 ☐ 縮減 (焼却) イ. その他 () ☐ 汚泥 ア. 処理方法 ☐ 現場内利用 ☐ 工事間流用 ☐ 中間処理 ☐ 最終処分 イ. その他 () ☒ 土砂 (建設発生土等) 条件等は「1. 建設発生土」及び「2. 建設搬入土 (他工事からの搬入)」に記載のとおり ☐ その他 (名称：) ア. 処理方法 ☐ 中間処理 ☐ 最終処分 イ. その他 ()
	5 その他	無
支障物件等	1 占用支障物件	☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 上水道 ☐ ガス ☐ 下水道 ☐ その他 () 管理者 () 位置 () 移設時期 () 工事方法 () 防護方法 () 備考 ()
	2 占用物件と重複工事	☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 上水道 ☐ ガス ☐ 下水道 ☐ その他 () 管理者 () 影響期間 () 影響範囲 () 影響工種 () 備考 ()
	3 その他	無

施 工 条 件 書

項目	明示事項	条 件 等
コン ク リ ー ト 品 質 確 保	1 県「コンクリート構造物品質確保ガイド」を適用する構造物 ※「コンクリート構造物品質確保ガイド」は、下記Webページの最新版を参照 https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23395.html	対象構造物 () 受注者は、監督職員と打合せの上、以下の対応を行うこと。 ①材料等によるひび割れ抑制対策の確認 (図面、ガイド第2節を参照) ②コンクリート施工記録の作成・提出 (ガイド第4節を参照) ③ひび割れの初期観察・観察、調査及び補修 (ガイド第4節を参照。補修費用は原則として受注者が負担)
	2 コンクリート打込み時期の制限 (ひび割れ抑制に関するもの)	対象構造物 () 打込み禁止期間 (月 日 ～ 月 日)
	3 その他	
薬 液 注 入 関 係	1 薬液注入	設計条件 () 工法区分 () 注入材料 () 注入量 () 施工範囲 () 注入圧 () 施工方法の指定 () 材料管理方法 () 施工管理方法 () 地下埋設物の防護方法 () 備考 ()
	2 周辺環境への影響調査	調査内容 () 調査頻度 () 備考 ()
	3 その他	
場 所 打 杭 工 (大 口 径 ボ ー リ ン グ)	1 作業時間制限	作業時間 (h ～ h)
	2 杭の継手	☐ 溶接継手 () ☐ その他 ()
	3 チェックボーリング	本数 (内訳書、特記仕様書等参照) 深度 (内訳書、特記仕様書等参照)
	4 溶接継手の品質管理	☐ 試験片による引張、曲げ試験 ☐ X線透過試験 ☐ 超音波探査試験 ☐ その他 ()
	5 その他	
集 水 井 及 び 集 排 水 ボ ー リ ン グ 工	1 水文調査	☐ 既存井戸 ☐ 湧水池 ☐ ため池 ☐ 既存調査孔 ☐ その他 () 調査範囲 () 調査期間 () その他 ()
	2 コア採取	ロータリー式ボーリングによるオールコア採取 ☐ 有 ☐ 無 その他 ()
	3 その他	
ア ン カ ー 工	1 チェックボーリング	ロータリー式ボーリングによるオールコア採取 ☐ 有 ☐ 無 その他 ()
	2 その他	

施 工 条 件 書

項目	明示事項	条 件 等
根 固 め ブ ロ ッ ク 工	1 技術基準等の式に基づいて設計した場合	ブロック 1 個当たりの必要重量W ($W \geq \bigcirc \bigcirc \text{ t}$) 敷設延長L (河川縦断方向) ($L \geq \bigcirc \bigcirc \text{ m}$) 敷設幅B (河川横断方向) ($B \geq L_n + \angle z / \sin 30^\circ$) ただし、 L_n : ブロック 1 個分の幅 (m) $\angle z$: 根固めブロック敷設高から最深河床の評価高までの高低差 = $\bigcirc \bigcirc \text{ m}$
	2 類以河川の実績等を根拠に設計した場合の条件	ブロック規格 (公称重量 $\bigcirc \text{ t}$) 敷設延長L (河川縦断方向) ($L \geq \bigcirc \bigcirc \text{ m}$) 敷設幅B (河川横断方向) ($\bigcirc$ 列)
	3 その他	
そ の 他	1 工事用資機材の保管・仮置き	資機材名 () 場所 () 期間 () 保管・仮置き方法 () 備考 ()
	2 現場発生品	品名 () ☐ 再使用料 ☐ 再使用無 引渡場所 () 引渡時期 () 備考 ()
	3 支給品 約款第 1 5 条事項	品名 () ☐ 返納有 ☐ 返納無 引渡場所 () 引渡時期 () 備考 ()
	4 関係機関・自治体との近接協議に係る条件	関係機関等名称 () 条件 () 内容 () 期間 () 備考 ()
	5 架設工法の指定	施工方法 () 施工条件 () 施工時期 () 備考 ()
	6 工事用電力の指定	内容 () 条件 () 備考 ()
	7 新技術・新工法・特許工法等の指定	内容 () 条件 () 備考 ()
	8 工事目的物の部分引渡	引渡箇所 () 引渡時期 () 備考 ()
	9 工事目的物の部分使用	使用箇所 () 使用時期 () 備考 ()
	10 給水の必要	関係機関 () 取水箇所 () 取水方法 () 取水時期 () 備考 ()
	11 特殊材料の指定	材料 () 対象工種 () 備考 ()
	12 工事関係者連絡会議の設置	工事関係者連絡会議 ☐ 有 ☐ 無 時期、頻度 ()

施 工 条 件 書

項目	明示事項	条 件 等																
そ の 他	13 資材及び機械搬入方法等の制限	無 資材、機械名 () 場所、範囲 () 搬入条件 ()																
	14 建設キャリアアップシステム (CCUS) 活用工事の適用 (「有」の場合の詳細は山口県建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領 https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/194292.html による)	無																
	15 工事標示板 (旧：大型工事標示板)	必須	工事内容 (マンホール蓋をとりかえています。) 工事種別 (下水道工事) 「国土強靱化工事」の表示 : ☐ 対象 ☒ 対象外 (「対象」の場合は「国土強靱化工事(5か年加速化対策)」であることを現場に標示することが望ましい)															
	16 履行報告書の提出 (特に工程管理を要する工事等)	無	☐ 毎月10日までに前月末時点の進捗を報告 (定点で撮影した写真や詳細工程表の添付は不要) ※本欄で無(提出不要)とした場合であっても、契約書(特約条項)において「中間前金払を適用する。」を選択した工事では、請求時までは提出が必要となる。															
	17 工事材料の品質 ※提示だけではなく提出するもの	無	☐ 品質規格証明書等の提出 対象材料 () ☐ 見本または品質証明資料を提出し、監督職員の確認を受けて使用するもの 対象材料 () ※材料承諾願とは別の対応として見本等を求めるもの															
	18 公共工事地産地消推進モデル事業	無	製品(技術・工法)名 () 開発企業・製造者 () 仕様予定数量 ()															
	19 施設管理台帳の提出	無	対象施設(構造物)名 () 台帳名称 ()															
	20 植樹保険	無	保険対象 ☐ 樹木 () ☐ 地被植物 ()															
	21 水雷・傷害保険	無	☐ 水雷保険 対象船種 : (○○船) ☐ 傷害保険 対象者等 : <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>保険対象者</th><th>級別</th><th>摘要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世話役</td><td>B級</td><td>○○矢板打設</td></tr> <tr> <td>とび工</td><td>B級</td><td>○○矢板打設</td></tr> <tr> <td>普通作業員</td><td>B級</td><td>○○矢板打設</td></tr> <tr> <td>潜水士</td><td>B級</td><td>○○矢板打設</td></tr> </tbody> </table>	保険対象者	級別	摘要	世話役	B級	○○矢板打設	とび工	B級	○○矢板打設	普通作業員	B級	○○矢板打設	潜水士	B級	○○矢板打設
	保険対象者	級別	摘要															
世話役	B級	○○矢板打設																
とび工	B級	○○矢板打設																
普通作業員	B級	○○矢板打設																
潜水士	B級	○○矢板打設																
22 施工計画書の簡素化 ※「無」の場合であっても監督職員の承諾を得た場合は簡素化できる	無	☐ 6項目のみ記載したものを提出【簡易な工事】 ☐ 提出不要【簡易な工事かつ緊急工事】 ☐ 15項目記載したものを提出【簡易な工事を含む緊急工事】 提出時期 : (○○工等の着手前に提出)																
23 その他	無																	

単価設定条件書

(登録単価)

適用基準日 :070901版

物価資料適用月号:令和7年8月(春号)

単価コード	単価名称	単位	備考	特殊集計区分																																																																	
	規格1																																																																				
	規格2																																																																				
	摘要																																																																				
F 000001	あと施工アンカー ホーク・カットアンカー(ステンレス)同等品 M16×全長60mm	本	建設物価																																																																		
F 000002	下水道用鑄鉄製マンホール蓋(JSWAS G4) T-25 φ600 受枠とも ロック付転落防止用梯子付	組	積算資料																																																																		
F 000005	無収縮モルタル 25kg袋	袋	積算資料																																																																		
F 000006	舗装版切断排水・冷却排水処分費 アスファルト舗装 単独分	現場		9																																																																	
SA091	処分費 建設残土 産廃対象外 A箇所	m3	L=13.6km 来巻残土処分場 10t車	9																																																																	
SA091	処分費 建設残土 産廃対象外 B箇所	m3	L=12.2km 来巻残土処分場 10t車	9																																																																	
SA091	処分費 建設残土 産廃対象外 C箇所	m3	L=14.1km 来巻残土処分場 10t車	9																																																																	
SA091	処分費 As殻(密粒粗粒) 中間処理(余材の産廃税相当額を含む) A箇所	m3	L=9.0km 日本道路(株)・(株)ニューテック康和 下松アスコン 2t車	9																																																																	
SA091	処分費 As殻(密粒粗粒) 中間処理(余材の産廃税相当額を含む) B箇所	m3	L=9.8km 日本道路(株)・(株)ニューテック康和 下松アスコン 2t車	9																																																																	
SA091	処分費 As殻(密粒粗粒) 中間処理(余材の産廃税相当額を含む) C箇所	m3	L=13.2km (株)スキル 周南アスコン 2t車	9																																																																	
SA091	処分費 Co殻(無筋) 中間処理(余材の産廃税相当額を含む) A箇所	m3	L=13.4km (株)サンヨーコーポレーション エコランド 周南 2t車	9																																																																	
SA091	処分費 Co殻(無筋) 中間処理(余材の産廃税相当額を含む) B箇所	m3	L=9.8km (株)ミツヤマ 2t車	9																																																																	
SA091	処分費 Co殻(無筋) 中間処理(余材の産廃税相当額を含む) C箇所	m3	L=8.4km (有)西本砂利 2t車	9																																																																	
※単位換算が必要な場合は小数点以下は切捨てとする。																																																																					
【特殊集計区分】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>記号</th><th>共通仮設費</th><th>現場管理費</th><th>一般管理費等</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0または空白</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>普通製品</td></tr> <tr> <td>1</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>2次製品</td></tr> <tr> <td>2</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> <tr> <td>3</td><td>○</td><td>×</td><td>○</td><td></td></tr> <tr> <td>4</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td><td></td></tr> <tr> <td>5</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td><td></td></tr> <tr> <td>6</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td></td></tr> <tr> <td>7</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td></td></tr> <tr> <td>8</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td></td></tr> <tr> <td>9</td><td></td><td></td><td></td><td>処分費等</td></tr> <tr> <td>B</td><td></td><td></td><td></td><td>工場管理費対象外</td></tr> <tr> <td>C</td><td></td><td></td><td></td><td>直接人件費</td></tr> </tbody> </table> 《○：対象とする、×：対象としない》					記号	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等	備考	0または空白	○	○	○	普通製品	1	○	○	○	2次製品	2	×	○	○		3	○	×	○		4	○	○	×		5	×	×	○		6	×	○	×		7	○	×	×		8	×	×	×		9				処分費等	B				工場管理費対象外	C				直接人件費
記号	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等	備考																																																																	
0または空白	○	○	○	普通製品																																																																	
1	○	○	○	2次製品																																																																	
2	×	○	○																																																																		
3	○	×	○																																																																		
4	○	○	×																																																																		
5	×	×	○																																																																		
6	×	○	×																																																																		
7	○	×	×																																																																		
8	×	×	×																																																																		
9				処分費等																																																																	
B				工場管理費対象外																																																																	
C				直接人件費																																																																	

入札条件	1 入札の執行 落札者を決定するに当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 2 契約保証金 落札者は、現場説明書において契約の保証を求められている場合は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、国債（利付国債に限る。）の提供又は金融機関、若しくは公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証又は債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金を免除する。 3 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知 落札者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、契約担当者等に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。 なお、通知の方法は、落札者が所定の様式による通知書を提出し、契約担当者等がそれを受領することにより行うものとする。 4 現場代理人及び配置技術者 (1) 現場代理人 現場代理人の配置については、光市現場代理人取扱（試行）要領の定めによる。 なお、同要領における現場代理人の資格要件に記載された「直接的な雇用関係」については、配置技術者の例による。 (2) 配置技術者の雇用関係 監理技術者又は主任技術者（以下「配置技術者」という。）と受注者との間の雇用関係については、「監理技術者制度運用マニュアルについて（令和6年12月13日国不建第123号）」（以下「監理技術者制度運用マニュアル」という。）における「二一四監理技術者等の雇用関係」によること。 (3) 主任技術者又は監理技術者の兼務要件 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を行う場合は以下のとおりとする。 ア 第1号の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者（以下「専任特例1号の主任技術者又は監理技術者」という。）を配置する場合は、監理技術者制度運用マニュアルにおける「三 監理技術者等の工事現場における専任（2）主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例」の専任特例1号の要件を全て満たさなければならない。 イ 第2号の規定の適用を受ける監理技術者（以下「専任特例2号の監理技術者」という。）の配置を行う場合は、以下のア～クの要件を全て満たさなければならない。 (ア) 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。 (イ) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者
------	---

入札条件	に求める技術検定種目と同じであること。 (ウ) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 (エ) 同一の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。))については、これら複数の工事を一つの工事とみなす。) (オ) 監理技術者が兼務できる工事の施工場所は、本工事の施工場所から概ね10km以内の工事でなければならない。なお、兼務する工事の発注機関は問わない。 (カ) 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。 (キ) 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。 (ク) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。 (4) 営業所技術者等が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者の要件 本工事において、営業所技術者等が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者の配置を行う場合は、監理技術者制度運用マニュアルにおける「二ー二 監理技術者等の設置(5)営業所技術者等と主任技術者又は監理技術者との関係②」の要件を満たさなければならない。 (5) 専任特例2号の監理技術者及び監理技術者補佐の確認 建設業法第26条第3項第2号及び建設業法施行令第27条第1項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。(現在従事している工事の従事役職が主任技術者又は監理技術者であり、本工事と重複する期間が生じる可能性がある場合、当該技術者は本工事における工期の始期以降、他工事において専任していないこと、かつ現場施工に着手する時点で他工事が完成しており当該工事に専任できること。) ただし、専任特例2号の監理技術者の配置を行う場合は本工事を含め2工事を上限とし兼務ができるものとする。また、この場合において、本工事に専任で配置を行う監理技術者補佐は、本工事における監理技術者補佐として配置後、他工事において専任していないこと、かつ現場施工に着手する時点で他工事が完成しており当該工事に専任できること。なお、専任特例2号の監理技術者を配置する場合、常駐義務を要する現場代理人との兼務は認めない。 また、本工事に専任特例2号の監理技術者を配置する場合、(3)の要件を満たしていることを確認するため、落札決定後速やかに確認できる資料を提出すること。 (6) 配置技術者の変更 配置技術者の変更については、監理技術者制度運用マニュアルにおける「二ー二(4)監理技術者等の途中交代」によること。 (7) 配置技術者の専任期間 配置技術者の専任期間については、監理技術者制度運用マニュアルにおける「三ー(2)監理技術者等の専任期間」によること。なお、専任を要さない期間のうち、請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間)は、下記のとおり取扱う。 他の工事に従事している配置技術者が当該工事と重複する可能性がある場合、現場施工に着手する時点(特記仕様書に定めのある場合を除き、工事開始日以降30日以内)から当該工事に専任できる場合は、現場施工に着手するまでの間は配置技術者の専任を要しない。 5 先抜け方式 この入札が光市工事発注先抜け方式による場合は、入札の開札は同一日に行い、甲工
-------------	---

入札条件	事、乙工事、丙工事の順に落札決定するものとし、一つの工事の入札で落札者となった者の他の工事についての入札は無効として取り扱う。
------	--

指示事項	1 施工管理基準等 受注者は、土木工事の施工に当たっては、入札公告日、指名通知日又は見積依頼日における最新の「山口県土木工事共通仕様書」及び「山口県土木工事施工管理基準」によること。 なお、港湾工事、港湾海岸工事その他これらに類する工事の施工に当たっては、入札公告日、指名通知日又は見積依頼日における最新の「山口県土木工事共通仕様書（港湾編）」及び「山口県土木工事施工管理基準（港湾編）」によること。 これらの共通仕様書、施工管理基準は、県技術管理課ホームページを参照のこと。 (https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/siyousho/top2.html) 2 工事の仕様 当該工事の施工条件並びに仕様及び特記事項は、施工条件書並びに設計書及び特記仕様書のとおりとする。 3 法令の遵守 (1) 受注者は、工事の施工に当たっては、関係法規を遵守し、常に適切な管理を行うものとする。 (2) 受注者は、工事の施工に当たって、土砂等を運搬するときは、道路交通法（過積載の防止等）、貨物自動車運送事業法（委託運送時の許可業者の使用等）等の関係法令を遵守すること。また、車両制限令第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、事前に道路法第47条の2に基づく通行許可証の写しを監督職員に提出すること。 (3) 受注者は、工事に使用する工事車両について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第48条の規定による定期点検整備を確実に実施すること。 4 産業廃棄物 施工条件書、設計書、特記仕様書等で産業廃棄物の最終処分が指定されている場合は産業廃棄物税として処分量1トン当たり1,000円を見込むこと。 また、処分方法の変更等により、課税対象となくなった場合は、当該金額を減じた額で変更契約する。 5 適正な下請契約及び施工体制の確保 (1) 受注者は、現場代理人又は配置技術者を選任した場合、速やかに「現場代理人及び主任技術者等届」を提出すること。 (2) 受注者は、下請契約を締結した場合、工事着手前までに「施工体制台帳の写し（添付書類も含む。）」及び「施工体系図の写し」（以下「施工体制台帳等」という。）を監督職員に提出すること。 (3) 受注者は、「建設業法令遵守ガイドライン」に従って適正な下請契約を締結するとともに、施工体制台帳等の初回提出時には、「施工体制台帳等の初回提出時チェックシート」を作成・添付すること。 「施工計画書作成時チェックシート」の様式は、県技術管理課ホームページから入手すること。 (http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23349.html) (4) 受注者は、一次下請負人が二次以下の下請負人又は労務者に対して、建設業法等の法令に違反した行為を行わないよう指導すること。また、法令に違反したときには、是正を求めること。 (5) 受注者は下請負人に対し、取引上の地位を不当に利用し、下請工事に通常必要と認められる原価に満たない額で請け負わせてはならないこととされており、適正な下請代金を設定すること。また、下請代金の支払は、できる限り現金とし、現金払と手
------	--

指示事項	形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払とする等支払条件の向上に努めること。さらに受注者は、発注者より前払金の支払を受けたときには、下請負人に対して建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう努めること。 (6) 受注者は、「工期に関する基準」（令和2年7月中央建設業審議会決定、令和6年3月27日最終改定）等に基づいて建設工事に従事する者が長時間労働や週休2日の確保が難しいような工事を行うことを前提とする著しく短い工期となることのないよう、適正な工期で下請負人と請負契約を締結すること。 (7) 受注者は、「建設業法令遵守ガイドライン」に基づき、下請負人が実施する労働災害防止対策を明確化し、これに要する経費を含んだ額により下請負契約を締結すること。 6 社会保険等未加入対策 (1) 受注者は、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン（令和4年3月30日国不建キ第39号）」に基づき、適切な保険に加入している下請企業を選定するとともに、社会保険の加入状況を確認・指導すること。また、法定福利費を内訳明示した「標準見積書」の活用等により、社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額による適正な下請代金を設定すること。 (2) 受注者は、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条、及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務があるにもかかわらず、これを履行していない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者）と特別の事情により下請契約（一次下請契約に限る）を締結しようとする場合は、その理由を付した書面を事前に提出し発注者の承認を得ること。 7 市内産資材の活用 受注者は、施工する工事に要する資材の調達に当たり、市内産資材の購入及び市内取扱業者からの購入に努め、使用材料については、「工事材料使用承諾願」により承諾を得ること。 8 市内建設業者の下請活用 受注者は、本工事の施工において、やむを得ず工事の一部を下請負に付す場合は、市内建設業者の活用を努めること。 9 排出ガス対策 排出ガス対策型建設機械の取扱いは、共通仕様書（1-1-31の6）による。 ただし、施工条件書又は特記仕様書において特に指定がある場合は、指定した基準の排出ガス対策型建設機械を使用すること。これによりがたい場合、受注者は、使用する建設機械（機械の名称、メーカー名、形式、指定番号等）について監督職員と協議し、承諾を得ること。※排出ガス対策型建設機械の指定状況については国土交通省ホームページを参照のこと。 (https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_fr_000002.html) 10 建設リサイクル (1) 本工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「法」という。）及び「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」（以下「省令」という。）の対象工事である場合は、次の各号によらなければならない。 ア 工事契約日前までに、監督職員へ説明書により説明を行うこと。 イ 法第13条及び省令第7条の規定する書類を監督職員に提出すること。
------	--

指示事項	ウ 契約書に記載する解体工事に要する費用等は、受注者から提出される法第13条及び省令第7条に基づく書面に基づき作成される。 エ 法第13条及び省令第7条に基づく書面の作成方法は以下のとおりとする。 (ア) 解体工事に要する費用及び再資源化に要する費用は直接工事費とする。 (イ) 再資源化に要する費用は、再資源化施設への搬入費に運搬費を加えたものとする。 オ 再資源化に要する費用の変更は、数量増減のみの変更とし、再資源化に要する単価は正当な理由がある場合を除いて原則変更しない。 (2) 受注者は、再生資源利用計画書様式に掲載されている建設資材を工事現場に搬入する場合には、「再生資源利用計画書」を作成し、施工計画書の「再生資源の利用の促進」に関する事項として監督職員に提出すること。工事完了後は、「再生資源利用実施書」を作成し、監督職員に提示すること。 また、受注者は、再生資源利用促進計画書様式に掲載されている建設副産物が工事現場から発生する場合には、「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書の「再生資源の利用の促進」に関する事項として監督職員に提出するとともに、計画を工事現場の見やすい場所に提示すること。工事完了時に、「再生資源利用促進実施書」を作成し、監督職員に提示すること。 なお、受注者は、計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。 再生資源利用（促進）計画書及び実施書は、原則として建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成すること。 なお、COBRISにより作成できない場合は、国土交通省ウェブサイト（https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credasltop.htm）に掲載の「建設リサイクル報告様式」により作成することとし、工事完了後に「再生資源利用〔促進〕実施書」のエクセルデータを提出すること。 ※建設副産物情報交換システムを参照のこと。http://www.recycle.jacic.or.jp/ (3) 受注者は、500m³以上の建設発生土を搬出する場合、発注者へ搬出先の盛土規制法等の許可や工事現場の土壌汚染対策法等の現状状況を確認し、その確認結果票を作成すること。確認結果票は、再生資源利用促進計画の一部として取り扱い、現場提示や保存を行うこと。 また、建設発生土を運搬する者に対し、建設発生土の搬出先の名称・所在地及び搬出量並びに確認結果票の内容を通知すること。これらの内容に変更があった時も同様とする。 1.1 中間検査 原則として、請負対象設計額3,000万円以上の工事については1回、1億円以上の工事については2回、中間検査を実施すること。また、当該工事が低入札価格調査対象工事となった場合は、中間検査を1回以上実施すること。 なお、検査実施時期等については別途指示する。 1.2 コリンズの登録 受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額500万円以上の工事について、工事实績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録すること。
------	---

指示事項	1 3 各種調査への協力 (1) 施工合理化調査等 受注者は、国土交通省が実施する施工合理化調査（施工合理化調査、施工形態動向調査、施工状況モニタリング調査、諸経費動向調査、施工情報調査）の対象工事となった場合は、別に定める各調査の実施要領により調査表を作成し提出する等、必要な協力を行うこと。 (2) 建設副産物実態調査 受注者は、国土交通省が実施する建設副産物実態調査対象工事となった場合は、調査表の提出等、必要な協力を行うこと。 (3) 技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するアンケート調査 受注者は、発注者が実施する技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するアンケート調査の対象工事となった場合は、自らアンケートに回答するとともに、下請企業に対して調査への協力を要請する等、必要な協力を行うこと。 1 4 暴力団等の排除 (1) 暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など不当介入を行うすべての者をいう。）から不当介入（不当要求及び工事妨害をいう。）を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届け出ること。 なお、報告を怠り、後で判明した場合は、「不誠実な行為」による指名停止を検討する。 (2) 暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。 (3) 発注者及び所轄警察署と協力し不当介入の排除対策を講じること。 (4) 不当介入により工期の延長が生じると認められる場合は、約款の規定により発注者に工期延長等の請求を行うこと。 1 5 標示施設等の設置 工事現場に設置する「標示施設等」については、山口県「工事現場における標示施設等の設置基準」によるものとし、工事表示板の工事内容及び工事種別の記載は、施工条件書によることとする。 ※県技術管理課ホームページを参照のこと。 (http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23378.html#9) 1 6 電子納品及びオンライン電子納品 受注者は、山口県「工事及び設計等業務における電子納品実施要領」に基づき、原則として電子納品を行うこと。 ICT活用工事及び重要構造物の工事については、「オンライン電子納品実施要領」に基づきオンライン電子納品を行うこと。 ただし、監督職員の承諾を得た場合は電子納品を実施しないことができる。 (http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/cals_ec/) (https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/194292.html) 1 7 週休2日の取組 週休2日工事の指定工事においては「週休2日工事の実施要領」の定めによるものとし、次の事項に留意の上、実施すること。 (1) 受注者は、契約後速やかに通期又は月単位のいずれにより4週8休以上を実施するか書面により協議し、監督職員からの指示又は通知に従うこと。また、入札公告又は入札情報に明示された発注方式（週休2日工事（現場閉所型）又は週休2日工事（交替制）のいずれか）を変更する場合も同様とする。
------	--

指示事項	(2) 受注者は、工事完了後、実施工程表等の履行が確認できる資料を監督職員に提出すること。 1 8 施工計画書作成時チェックシート 受注者は、施工計画書を提出する際には、「施工計画書作成時チェックシート」で記載内容を確認のうえ、チェックシートを添付すること。 「施工計画書作成時チェックシート」の様式は、県技術管理課ホームページから入手すること。 (http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23349.html) 1 9 水雷・傷害保険 港湾工事等において、水雷・傷害保険に付保する必要がある場合は、以下のとおり取扱う。 (1) 本工事で稼働する作業船のうち、設計図書（施工条件書等）に指定する船種については、必要な期間水雷保険に付保しなければならない。 (2) 本工事に従事する作業員等のうち、設計図書（施工条件書等）に指定する作業員等については、必要な期間傷害保険に付保（付保額死亡後遺傷害3,000万円/人）しなければならない。ただし、就業中のみ危険担保とする。
------	--